

1. 趣旨

この基準は、大津市立小松小学校教育情報通信ネットワークの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. ネットワーク運用の目的

ネットワークの運用に当たっては、大津市教育委員会の「大津市教育情報通信ネットワーク運用基準」を基とし、以下の事項の達成を図るとともに、小学校教育の充実発展に資するとともに児童及び関係者の個人情報の保護を図る。

- (1) 児童の情報活用能力の育成。
- (2) 学ぶ楽しさを味わわせる教育活動の推進。
- (3) 地域に開かれた信頼と魅力ある学校づくりの推進。
- (4) 学校運営の創造的工夫。

3. ネットワークの管理と運営

ネットワーク及びシステムについての管理にあたっては、校長を管理者とし、本運用基準に掲げる全ての責任を負うものとする。管理者である校長は教職員の中からネットワーク運営責任者を置くものとし、本校では情報教育主任をこれにあてる。なお運営責任者は次の業務を行う。

- ① インターネット関連機器及び施設の保守及び管理
- ② 受信した電子メールの適正な管理及び処理
- ③ その他管理者が必要と認めた業務

4. ネットワークの利用者

本校でインターネットを利用できるのは、所属教職員、児童および、管理者が認めた情報教育ボランティアとする。利用者は、接続を認められたコンピュータを用いてネットワークを利用することができる。但し、児童がインターネットに接続する時は、教職員、情報教育ボランティアの指導のもとに行い、児童だけで利用することは当分の間認めない。

5. ネットワークの利用形態

ネットワークの利用形態は、次の項に定めるものとする。

- ①情報の発信及び受信
- ②情報の検索及び収集
- ③教材作成
- ④国内及び国際交流
- ⑤その他管理者が教育活動に役立つと認める利用

6. 電子メールの利用についての遵守事項

電子メールを使っての情報交流については、次の各項の内容を遵守しなければならない。

- ①電子メールでの交流においては、人権尊重・プライバシー保護の観点から他人を中傷しないこと、著作権・知的所有権を尊重するなど、インターネットにおける基本モラルの育成を徹底する。
- ②児童によるメールの送受信は、教師の確認を経て行う。
- ③個人情報保護の観点から、氏名・住所・電話番号・生年月日などの個人情報は送信しないこと。原則的にはハンドルネームを使用する。但し、相手が特定される時、教育上必要と認められる場合に限り氏名を送信してもよい。
- ④ネットワーク上でトラブルが生じた場合には、直ちに運営責任者に連絡する。
- ⑤その他、「10利用者の禁止行為」に掲げることをしてはならない。

7. ホームページの情報掲載

ホームページへの情報掲載については、つぎの項に定めることを配慮しなければならない。

(1) 著作権の保護

- ①他で公表されている文章、図表、写真などを掲載者の許可なくして引用してはならない。また、引用した場合は、引用元について明記する。
- ②ホームページに掲載された情報を、教育目的のために他機関が編集または加工して利用する場合の条件等を明記しておかなければならない。

(2) 個人情報の保護

ネットワークを利用して児童の個人情報を発信する場合には、本人と保護者の同意に基づき、下記項目の範囲内で教職員の指導のもとに情報を作成し、管理者の許可を得て発信するものとする。

教職員、学校関係者、第三者の個人情報についても、本人の同意に基づき各項目内容の範囲で管理者の許可を得て発信するものとする。

- ①児童の製作した作品（文、絵画、写真）表彰記録、参加記録などを発信する場合は、本人及び保護者の文書による許可のない限り、学級学年、姓名を公表しない。公表する場合は、原則として学年とイニシャル、もしくは、姓か、名前のどちらかで紹介するなど、児童が特定できないようにする。
- ②児童並びに、教職員の写真や氏名を使用して情報を発信する場合は、本人及び保護者の文書による許可のない限り、個人が特定できるような写真は利用しない。写真を使用する場合は遠景で撮った写真や集合写真などを使用し、名前と写真が特定できないようにする。
- ③ホームページで発信する内容に児童、教職員及び第三者の以下のような個人的な情報を含まないこと。
 - ア 個人の住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日
 - イ 個人の思想信条、趣味嗜好、学校外の所属などプライベートな内容

(3) 掲載内容の検討及び決済

学校ホームページでの情報発信は、管理者の承認を得て、運営責任者が、ホームページの更新作業を行うものとする。

(4) 問題のある情報の取り扱い

情報の内容が誤用であると判断されたときは、学校長の指示により、担当者もしくは情報教育部で情報の修正を行うものとする。

(5) 情報発信のあり方

小松小学校のホームページとして本校教育に貢献するような内容を踏まえて情報を発信し、著作権や個人情報の保護教育上適切な内容・表現になるように留意するとともに「10 禁止行為」に掲げることがないようにしなければならない。

8. データ及び情報の保護

ネットワークを利用するにあたっては、次の項に従い個人情報及びデータ等の保護に努めなければならない。

- ① インターネットに接続するコンピュータは、必要に応じてウイルス検査を実施し、コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラムによる被害の防止に努める。もし異常がある場合は、直ちに利用を中止し、管理者及び運営責任者に報告する。
- ② ネットワークを利用して受信した個人情報については、滋賀県個人情報保護条例及び大津市情報公開条例の定めるところにより取り扱う。
- ③ ソフトウェアは、コンピュータ室内のロッカーに保管する。使用する場合は管理者及び運営責任者の承認を得るものとする。

9. ソフトウェアのインストールについて

ネットワークに接続する端末機等にソフトウェアのインストールを行う場合には、次の各項に掲げる内容について配慮しなければならない。

- ① ソフトウェアのインストールや設定変更は、運営責任者の許可を得て行うこと。
- ② 著作権の侵害に当たるソフトウェアのインストールは行わないこと。
- ③ 個人情報漏洩やセキュリティ障害が生じる恐れのあるソフトウェアは、インストールしないこと。

10. 利用者の禁止行為

利用者は、ネットワークの利用に際しては、次の項に掲げることをしてはならない。

- ① 法令等及び公序良俗に反すること。
- ② 著作権その他の権利を侵害すること。
- ③ 他人の財産、プライバシーを侵害すること。
- ④ 通信受信者及び第三者を誹謗又は中傷すること。
- ⑤ 事実に反する情報を提示したり、営利を目的とする行為。
- ⑥ 政治活動・宗教活動を行うことを目的とした行為。
- ⑦ 接続承認コンピュータに設定された固有の番号や名称を変更すること。
- ⑧ 接続のためのID及び、パスワードを盗用又は借用すること。
- ⑨ ネットワークの運用に支障を来し又は来すおそれのある行為。
 - ア ウィルス対策をしていない機器をネットワークへ接続すること。
 - イ なんらかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム（コンピュータウイルス等）の被害を防ぐために、正体不明のプログラム、ウイルスチェックのしていないメール、ワープロ文書などを学校のコンピュータで表示、編集、実行すること。
 - ウ 学校のコンピュータへ運営責任者の許可なしに、いかなるプログラムをもインストールすること。